

鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事における丸のこ盤を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	11~12	新築工事現場の2F女子トイレにて、トイレブースの組立・設置作業中、トイレブースのパネルを巾300から240にカットしようと、片側は受け材の上に置き、もう片方を子方に持たせて丸鋸でカットしていた。カットの途中で丸鋸を修正して再開したところ、パネルを支えていた左手の位置を直すのを忘れていた為、左手が鋸歯に触れて被災した。当初受け材は2つあったが、別班に受け材を1つ貸し出した。車に予備があったが、この1枚で休憩になるので面倒がり、受け材が不足分を子方にパネルを持たせて作業を行った。鋸歯の出し代を20mmと出し過ぎていた。	61	1~9
2	13~14	3Fの平坦な床上に置いた脚立の上で、壁型枠に取り付けた栈木が10mm長かった為、当該部分を丸ノコで切ろうとした際、勢い余って左手を丸ノコで切って負傷した。不安全行動として右手に持った丸ノコの作動中に左手で安全カバーを上げている。	24	1~9
3	11~12	資材置場において型枠の加工をしているとき、高さ80cmの整板台の上で電動ノコギリ（固定）で20cm×20cm×12mmの板を切っていたところ、切り離れた部分が飛んでしまい、その勢いで左手にノコギリが触れてしまい、左手中指を受傷した。	27	10~29
3	11~12	改修工事の現場において、側溝の建て込んだ型枠の天端の切断作業中、電動サンダーの木用刃がベニヤの板に食い込んで弾かれ足元に飛び、右足内くるぶしの下を安全靴を通して裂傷し、止血後に救急搬送された。	41	1~9
3	8~9	会社資材置場で片付けの為の箱を作るにあたり、台1個でベニヤを割る時に鋸刃に触れて受傷した。	43	1~9

4	11～ 12	会社内倉庫にて木に溝を掘るため、昇降盤を作動させていたところ、ノコによって木が跳ねて、木の先端を押さえていた左手が勢いで機械に当たり負傷した（左手親指・人差し指・中指）。	64	1 ～ 9
7	8～9	作業所で木工切断中、電動のこぎりの安全カバーをはね上げて作業をしたため、軍手の先端が巻き込まれ負傷した。	38	1 ～ 9
11	15～ 16	作業所内で午後から通常させていない作業で被災者が型枠をサンダーで切断している時、サンダーがはね返り、刃（ノコギリ刃）が被災者の左足膝上の太腿部あたりに接触し受傷した。	29	10 ～ 29

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html